

平成 17 年度「多国籍企業税務研究会における租税条約・中国税制を巡る税務問題と事例  
研究に関する報告、および当研究会における検討結果報告書の作成」に係る業務委託先の  
公募について

平成 18 年 2 月 20 日  
日本機械輸出組合  
通商・投資グループ

1. 業務委託目的

我が国が締結している租税条約の中には、近時、経済のグローバル化等により、経済活動の実態にそぐわない規定や貿易・投資促進の観点から早急に改定が望まれるものがある。とりわけ、日本企業のアジア進出が急速に進展していることから、アジア諸国との租税条約改定に対する関心が高まっている。さらに近年、日本企業による中国ビジネスが拡大の一途を辿っており、中国での税務リスクへの対応も重要な課題となっている。このような状況を踏まえ、当組合では今般、「多国籍企業税務研究会」を設置し、我が国企業の貿易・投資活動の促進と国際競争力の維持・強化の観点から、我が国の租税条約をめぐる課税問題および中国税制について調査・研究を実施し、政府等関係機関への提言を行うこととする。

2. 業務委託内容

(1) 委託内容

当研究会での下記項目に関する資料作成と報告業務

研究会は平成 18 年 6 月 30 日までに 4 回開催を予定。毎回、下記項目に関する資料を作成し、報告を行う。

当研究会での報告・検討結果に関する報告書の作成業務

(研究会での検討結果を取りまとめたもの。図表を含め A4×60 ページ以上)

(2) 業務委託項目、その要点

当研究会での報告・検討事項は下記の通り

a. アジア諸国との租税条約に関する問題

- 最近の条約改定の動き、恒久的施設(PE)認定課税、移転価格税制、投資所得(利子・配当・使用料)に対する限度税率、海外勤務者の給与所得、二重課税の排除方法(外国税額控除制度)、相互協議 等

b. 中国税制に関する問題

- 企業所得税、個人所得税、PE 認定課税、移転価格税制、増値税、営業税、税務調査、税制改正・外資優遇税制の動向 等

当研究会での報告・検討結果に関する報告書の作成業務

### 3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

### 4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限150万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成18年6月30日まで
- ・ 提出物 : 報告書1部、関係資料2部  
(基本的に電子データで提供)

### 5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

### 6. 公募期間

平成18年2月20日～2月27日(期限内に必着のこと)

### 7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード([WORD 形式はこちら](#)、[PDF 形式はこちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともにEメール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HPに掲載されている場合は、同HPのURL)

8. 審査結果

平成18年3月7日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 担当:長岡

Eメール:(nagaoka@jmcti.or.jp)

TEL:03-3431-9348

FAX:03-3436-6455

以上